

## 第4章 健康づくり

さいたま市における健康づくり事業は「さいたま市ヘルスプラン 21(第2次)」に基づき、「がんの予防」、「循環器疾患・糖尿病の予防」、「歯・口腔の健康」、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・こころの健康」、「喫煙」、「飲酒」の8つの分野で推進している。

保健センターでは、健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査の事後指導及びがん検診精密検査未受診者に対する受診勧奨を実施している。

保健所では、健康診査等の医療機関への委託や市民に向けての広報など、統括的な業務を行っている。

### 1 健康手帳の交付

[保健センター]

健康診査の結果やその他健康保持のために必要な事項を記載し、自ら健康管理及び適切な医療の確保に資するため、健康手帳の利用を促している。

平成31年4月より、健康手帳は厚生労働省のホームページからダウンロードする方式となった。本市のホームページにて交付方法について周知している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第17条第1項 〉

### 2 健康教育

#### (1) 集団健康教育

[保健センター]

主に40歳から64歳の市民及びその家族を対象に、保健センターでテーマ別に健康教室を実施している。また、地域からの依頼による各種健康教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第17条第1項及び第19条の2 〉

#### 集団健康教育実施状況

	歯周疾患		ロコモティブシンドローム (運動器症候群)		慢性閉塞性肺疾患		病態別		薬		一般		合計		
	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	
総数	29	336	0	0	0	0	31	258	0	0	12	166	72	760	
内 訳	西区	2	13	0	0	0	0	5	29	0	0	0	0	7	42
	北区	5	98	0	0	0	0	3	29	0	0	2	15	10	142
	大宮区	1	8	0	0	0	0	3	13	0	0	0	0	4	21
	見沼区	1	5	0	0	0	0	2	22	0	0	3	35	6	62
	中央区	2	11	0	0	0	0	4	29	0	0	0	0	6	40
	桜区	4	39	0	0	0	0	3	25	0	0	1	9	8	73
	浦和区	3	35	0	0	0	0	3	38	0	0	0	0	6	73
	南区	3	23	0	0	0	0	1	10	0	0	1	10	5	43
	緑区	3	45	0	0	0	0	6	48	0	0	4	88	13	181
	岩槻区	5	59	0	0	0	0	1	15	0	0	1	9	7	83

**(2) 健康づくり教育****[保健センター]**

主に 39 歳以下又は 65 歳以上の市民を対象に、保健センターで健康づくり教室を実施している。  
また、地域からの依頼による各種健康づくり教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

**健康づくり教育参加状況**

	開催回数	延 人 員					合計	
		栄養	運動	休養	禁煙	その他		
総 数	112	509	311	0	34	374	1,228	
内 訳	西 区	5	37	12	0	0	0	49
	北 区	3	47	0	0	0	0	47
	大宮区	11	96	63	0	0	14	173
	見沼区	7	83	19	0	0	8	110
	中央区	16	41	8	0	0	120	169
	桜 区	17	51	126	0	34	0	211
	浦和区	10	49	20	0	0	13	82
	南 区	15	103	28	0	0	78	209
	緑 区	0	0	0	0	0	0	0
	岩槻区	28	2	35	0	0	141	178

**(3) 教室以外のイベント等****[保健センター]**

市民を対象に生活習慣病予防のためのイベント等を保健センターで実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	合計
回数	3	3	1	0	3	1	1	0	0	1	13
参加者数	300	1,140	300	0	613	546	750	0	0	228	3,877

### 3 健康相談

[保健センター]

#### (1) 重点健康相談・総合健康相談

保健センターでは、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が面接・電話等による各種健康相談を実施している。(全区:随時開催)

重点健康相談では、個人の食生活や口腔内の健康状態、その他の生活を勘案して行う疾病別相談に対応している。また、総合健康相談では、健康に関する一般的な相談を受けるとともに、必要に応じて血圧・体脂肪率測定等の計測を行っている。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

#### 重点健康相談・総合健康相談状況

		内容別相談者数(延人員)			
		重点健康相談	総合健康相談	(再掲) 電話相談	合計
総 数		152	245	112	397
内 訳	西 区	0	15	1	15
	北 区	47	100	32	147
	大宮区	9	27	8	36
	見沼区	11	38	8	49
	中央区	28	4	10	32
	桜 区	14	1	7	15
	浦和区	18	8	23	26
	南 区	3	3	6	6
	緑 区	14	3	10	17
	岩槻区	8	46	7	54

#### (2) 健康づくり相談

[保健センター]

39歳以下又は65歳以上の市民を対象に、保健センターで栄養・運動・休養等に関する相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

#### 健康づくり相談状況

		相談者数(延人員)	(再掲) 電話相談者数 (延人員)
総 数		460	126
内 訳	西 区	50	8
	北 区	57	51
	大宮区	72	4
	見沼区	161	22
	中央区	45	8
	桜 区	11	1
	浦和区	31	23
	南 区	7	4
	緑 区	6	1
	岩槻区	20	4

#### 4 健康診査

##### (1) 健康増進健康診査

[保健所・保健センター]

40歳以上の生活保護受給者または中国残留邦人支援給付受給者を対象に、生活習慣病予防に着目した健康診査を、市内個別医療機関で実施している。

検査項目	問診、身体測定、血圧測定、内科的診察(打聴診)、尿、肝機能、腎機能、脂質、血糖
------	---

〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2 〉

##### 年齢区分別受診者数 (人)

年齢	受診者
総数	1,986
40～49歳	182
50～59歳	377
60～64歳	195
65～69歳	321
70～74歳	224
75歳以上	687

##### 主な検査項目別の受診者数及び検査結果別人員

(その1)

(人)

年齢	血 圧			脂質異常			糖 尿 病			
		(再掲)			(再掲)			(再掲)		
		高血圧症 ① (a)	高血圧症 ② (b)		脂質異常 ① (c)	脂質異常 ② (d)		糖尿病① (e)	糖尿病② (f)	
総数	1,986	471	582	1,986	637	537	1,986	1,281	427	
男	40～49歳	101	20	21	101	40	33	101	49	14
	50～59歳	225	48	57	225	70	80	225	134	39
	60～64歳	133	25	37	133	41	43	133	76	35
	65～69歳	175	45	55	175	55	37	175	115	51
	70～74歳	134	24	46	134	49	41	134	88	33
	75歳以上	308	84	96	308	110	61	308	213	71
	計	1,076	246	312	1,076	365	295	1,076	675	243
女	40～49歳	81	12	13	81	26	22	81	39	9
	50～59歳	152	39	26	152	49	57	152	91	28
	60～64歳	62	10	20	62	18	21	62	42	13
	65～69歳	146	25	56	146	49	38	146	97	38
	70～74歳	90	25	29	90	28	25	90	58	16
	75歳以上	379	114	126	379	102	79	379	279	80
	計	910	225	270	910	272	242	910	606	184

(a) = ①収縮期血圧が130mmHg以上140mmHg未満かつ拡張期血圧90mmHg未満である者

②収縮期血圧が140mmHg未満かつ拡張期血圧85mmHg以上90mmHg未満である者

(b) = 収縮期血圧140mmHg以上、または拡張期血圧90mmHg以上の者

(c) = ①中性脂肪150mg/dl以上300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上かつLDLコレステロール140mg/dl未満の者

②中性脂肪300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上40mg/dl未満かつLDLコレステロール140mg/dl未満の者

③中性脂肪300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上かつLDLコレステロール120mg/dl以上140mg/dl未満の者

(d) = 中性脂肪300mg/dl以上、またはHDLコレステロールが35mg/dl未満、またはLDLコレステロール140mg/dl以上の者

(e) = 空腹時血糖100mg/dl以上126mg/dl未満またはHbA1c5.6%以上6.5%未満の者

(f) = 空腹時血糖126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上の者

(その2)

(人)

年齢	貧血 (疑いを含む)	肝疾患 (疑いを含む)	(再掲) うちアルコール性 (疑いを含む)	腎機能障害 (疑いを含む)	たばこ		
					吸っていない	吸っている	
総数	0	210	0	0	1,418	568	
男	40～49歳	0	24	0	0	59	42
	50～59歳	0	36	0	0	128	97
	60～64歳	0	21	0	0	67	66
	65～69歳	0	22	0	0	113	62
	70～74歳	0	25	0	0	77	57
	75歳以上	0	16	0	0	231	77
	計	0	144	0	0	675	401
女	40～49歳	0	3	0	0	51	30
	50～59歳	0	24	0	0	100	52
	60～64歳	0	8	0	0	49	13
	65～69歳	0	10	0	0	120	26
	70～74歳	0	11	0	0	71	19
	75歳以上	0	10	0	0	352	27
	計	0	66	0	0	743	167

**(2) 女性のヘルスチェック****[保健所・保健センター]**

18歳から39歳までの女性の健康づくりの一環として、生活習慣病や貧血などの早期発見及び予防を図るための健康診査を市内個別医療機関で実施している。

また、健診の結果、医師からの指示があった者に対し、健康相談・電話相談・家庭訪問等による保健指導を行っている。

【内容】問診、身体測定、血圧測定、打聴診、血液検査(貧血検査・血液生化学検査)  
 ( 根拠法令等 : 健康増進法第17条第1項 )

**女性のヘルスチェック受診状況**

(人)

年齢	受診者	指導区分別実人員		
		異常認めず	要指導	要医療
18～19歳	29	7	19	3
20～29歳	2,450	938	1,214	298
30～39歳	5,674	1,927	2,830	917
計	8,153	2,872	4,063	1,218

事後指導対象者数	492
----------	-----

**(3) B型・C型肝炎ウイルス検診**

**[保健所・保健センター]**

【対象者】・節目検診 40歳の者

・節目外検診 41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受診していないもの

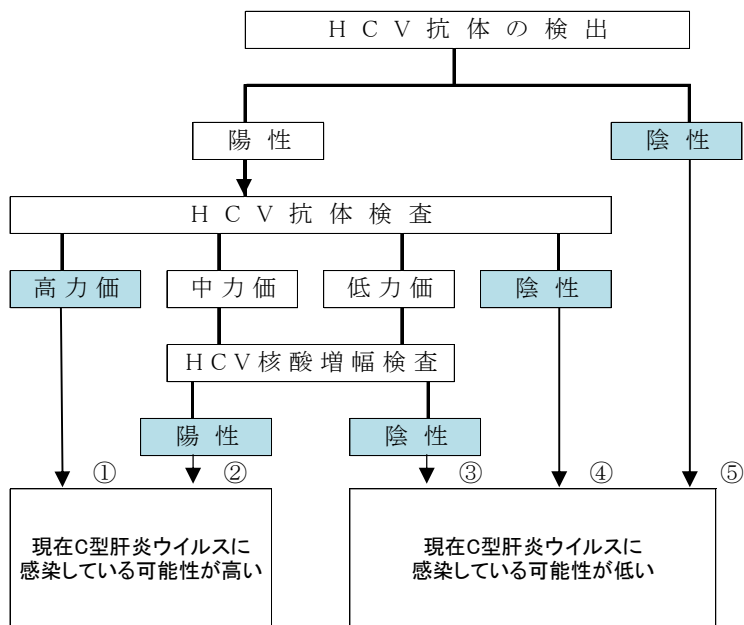
〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2 〉

**B型・C型肝炎ウイルス検診結果状況**

(人)

		B型肝炎ウイルス検査判定結果			C型肝炎ウイルス検査判定結果					計
		陰性	陽性	計	現在C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い		現在C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い			
					①HCV抗体高力価	②HCV核酸増幅陽性	③HCV核酸増幅陰性	④HCV抗体陰性	⑤HCV抗体の検出陰性	
節目	40歳	1,148	0	1,148	1	0	0	3	1,144	1,148
節目外	41～44	777	2	779	0	0	1	2	776	779
	45～49	790	4	794	0	0	0	3	791	794
	50～54	863	7	870	1	0	3	3	863	870
	55～59	703	7	710	0	1	5	4	700	710
	60～64	848	11	859	1	0	0	2	855	858
	65～69	1,361	2	1,363	0	1	5	2	1,355	1,363
	70歳以上	2,852	22	2,874	7	0	21	16	2,828	2,872
	計	8,194	55	8,249	9	2	35	32	8,168	8,246
合計		9,342	55	9,397	10	2	35	35	9,312	9,394

**【C型肝炎ウイルス検査判定の流れ】**



**(4) 骨粗しょう症検診****[保健所・保健センター]**

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的として、女性に対し、骨粗しょう症検診(骨密度測定(DIP法))を市内個別医療機関で実施している。なお、検診結果に基づく相談は、保健センターで実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 19 条の 2 〉

**骨粗しょう症検診受診状況 (人)**

年齢	受診者(女)	指導区別状況		
		要精検	要指導	異常認めず
40歳	972	2	17	953
45歳	534	0	9	525
50～59歳	5,478	66	400	5,012
60～69歳	7,314	522	1,957	4,835
70～79歳	11,160	2,446	5,035	3,679
80歳	816	278	359	179
計	26,274	3,314	7,777	15,183

**健康増進法に該当する受診者(再掲) (人)**

年齢	受診者(女)	指導区別状況		
		要精検	要指導	異常認めず
40歳	972	2	17	953
45歳	534	0	9	525
50歳	690	3	10	677
55歳	520	3	37	480
60歳	615	16	110	489
65歳	750	49	179	522
70歳	1,012	140	400	472
計	5,093	213	762	4,118

**(5) がん検診****[保健所・保健センター]**

がんの早期発見やがん予防に関する知識の普及を目的として、市内個別医療機関で各種がん検診を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 19 条の 2 〉

**① 胃がん**

対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
780,131	89,333	11.5

※令和3年度から受診率の算出方法(対象者の考え方)を変更  
(参考)変更前の算出方法の場合、対象者:436,850人、受診率:20.4%

**ア 男性**

	R4年度 受診者 (人)	R3年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握	
胃 部 X 線 検 査	40～44歳	323	366	7	0	0	0	7	0	0
	45～49歳	247	310	4	0	0	0	2	0	2
	50～54歳	302	331	4	2	0	0	1	1	0
	55～59歳	322	335	10	0	0	0	6	4	0
	60～64歳	458	486	16	2	0	0	10	1	3
	65～69歳	786	849	31	4	2	0	20	3	2
	70～74歳	1,087	1,246	52	4	1	2	38	3	4
	75～79歳	909	864	36	4	3	5	17	5	2
	80歳以上	719	752	35	4	2	0	27	1	1
	計	5,153	5,539	195	20	8	7	128	18	14
内 視 鏡 検 査	40～44歳	1,252	1,337	39	0	0	4	32	0	3
	45～49歳	1,462	1,542	38	3	1	4	30	0	0
	50～54歳	1,920	1,745	89	1	5	12	68	0	3
	55～59歳	1,980	1,782	105	4	2	13	82	2	2
	60～64歳	2,438	2,270	144	8	11	25	97	0	3
	65～69歳	4,039	3,996	253	16	26	38	162	7	4
	70～74歳	6,388	6,694	457	23	54	104	264	9	3
	75～79歳	6,598	6,130	456	25	43	94	283	7	4
	80歳以上	7,144	6,686	495	30	53	102	289	10	11
計	33,221	32,182	2,076	110	195	396	1,307	35	33	
合 計	38,374	37,721	2,271	130	203	403	1,435	53	47	



イ 女性

	R4年度 受診者 (人)	R3年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握	
胃 部 X 線 検 査	40～44歳	675	770	11	3	0	0	6	2	0
	45～49歳	585	675	9	1	0	0	6	0	2
	50～54歳	627	614	10	1	0	0	2	5	2
	55～59歳	576	579	5	0	0	0	5	0	0
	60～64歳	700	643	16	2	0	1	10	2	1
	65～69歳	775	843	22	1	0	0	18	1	2
	70～74歳	947	1,096	44	7	2	0	29	5	1
	75～79歳	727	682	19	1	1	0	12	3	2
	80歳以上	568	642	22	2	1	1	13	4	1
計	6,180	6,544	158	18	4	2	101	22	11	
内 視 鏡 検 査	40～44歳	2,509	2,772	77	5	1	11	57	2	1
	45～49歳	2,949	3,100	84	8	0	9	66	1	0
	50～54歳	3,859	3,609	112	6	3	17	86	0	0
	55～59歳	3,816	3,525	113	3	3	15	91	1	0
	60～64歳	4,020	3,819	147	7	7	21	111	1	0
	65～69歳	5,211	5,121	203	9	12	47	133	2	0
	70～74歳	7,683	8,105	352	14	23	69	243	1	2
	75～79歳	7,580	6,904	335	15	21	70	226	1	2
	80歳以上	7,152	6,364	353	17	19	95	215	5	2
計	44,779	43,319	1,776	84	89	354	1,228	14	7	
合 計	50,959	49,863	1,934	102	93	356	1,329	36	18	

ウ 合計

	R4年度 受診者 (人)	R3年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員					
				異常認め ず	がんであ った	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握
胃部X線検査	11,333	12,083	353	38	12	9	229	40	25
内視鏡検査	78,000	75,501	3,852	194	284	750	2,535	49	40
合 計	89,333	87,584	4,205	232	296	759	2,764	89	65

※国保人間ドックを受診した市民は2,346人。  
後期高齢者人間ドックを受診した市民は1,074人。  
検診項目として、胃がん検診が含まれることから、胃がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると92,753人・11.9%となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性：10.1%、女性16.9%(対象者は50～69歳の全人口)

※胃内視鏡検査時に生検を受診せず、かつ要精密検査ではなかった者のうち、がんであったのは35人。

## ② 肺がん・結核

対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）
780,131	121,441	15.6

※令和3年度から受診率の算出方法(対象者の考え方)を変更  
 (参考)変更前の算出方法の場合、対象者:436,850人、受診率:27.8%

### ア 男性

	R4年度 受診者 (人)	R3年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要精密検査結果別人員							
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	(再掲)結核 であった	未受診	未把握	
胸部 エ ク ス 線 検 査 の み	40～44歳	1,389	1,512	42	16	0	0	17	0	4	5
	45～49歳	1,316	1,433	44	19	0	0	19	0	3	3
	50～54歳	1,779	1,753	51	24	0	0	23	0	1	3
	55～59歳	1,881	1,777	60	22	0	2	18	0	9	9
	60～64歳	2,516	2,504	95	26	1	4	50	0	8	6
	65～69歳	5,774	5,765	280	76	2	10	141	1	36	15
	70～74歳	10,045	10,633	495	111	9	22	274	0	49	30
	75～79歳	10,301	9,560	573	81	11	17	340	2	79	45
	80歳以上	12,622	11,703	831	121	13	31	474	2	125	67
	計	47,623	46,640	2,471	496	36	86	1,356	5	314	183
胸部 エ ク ス 線 検 査 及 び 喀 痰 細 胞 診	40～44歳	13	23	2	1	0	0	0	0	0	1
	45～49歳	24	31	1	0	0	0	0	0	0	1
	50～54歳	69	67	2	1	0	0	1	1	0	0
	55～59歳	72	75	4	1	0	0	2	0	0	1
	60～64歳	128	136	11	3	0	0	8	0	0	0
	65～69歳	232	254	19	4	1	0	10	0	2	2
	70～74歳	413	423	31	6	1	2	18	0	2	2
	75～79歳	388	379	33	3	2	3	23	0	1	1
	80歳以上	373	389	46	10	1	2	23	0	2	8
	計	1,712	1,777	149	29	5	7	85	1	7	16

イ 女性

	R4年度 受診者 (人)	R3年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員							
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	(再掲)結核 であった	未受診	未把握	
胸部 エクス 線検査 のみ	40～44歳	3,144	3,618	46	25	0	0	14	0	2	5
	45～49歳	3,195	3,502	57	19	0	0	29	1	5	4
	50～54歳	3,909	3,921	81	28	0	0	40	0	10	3
	55～59歳	4,071	3,939	87	35	1	1	41	0	4	5
	60～64歳	5,297	5,207	154	47	2	5	79	0	7	14
	65～69歳	8,655	8,732	307	74	3	7	186	0	26	11
	70～74歳	13,794	14,689	594	154	7	20	332	0	59	22
	75～79歳	13,613	12,406	599	137	8	17	348	1	63	26
	80歳以上	16,104	14,744	869	177	9	32	465	1	120	66
	計	71,782	70,758	2,794	696	30	82	1,534	3	296	156
胸部 エクス 線検査 及び 喀痰 細胞診	40～44歳	11	14	0	0	0	0	0	0	0	0
	45～49歳	6	12	0	0	0	0	0	0	0	0
	50～54歳	18	22	0	0	0	0	0	0	0	0
	55～59歳	20	32	1	0	0	0	1	0	0	0
	60～64歳	34	23	1	1	0	0	0	0	0	0
	65～69歳	39	52	2	1	0	1	0	0	0	0
	70～74歳	72	79	4	0	1	0	2	0	0	1
	75～79歳	61	64	8	2	0	0	5	0	1	0
	80歳以上	63	59	8	1	0	0	7	0	0	0
	計	324	357	24	5	1	1	15	0	1	1

ウ 合計

	R4年度 受診者 (人)	R3年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	(再掲)結核 であった	未受診	未把握
胸部エクス線 検査のみ	119,405	117,398	5,265	1,192	66	168	2,890	8	610	339
胸部X線検査 及び喀痰細胞診	2,036	2,134	173	34	6	8	100	1	8	17
合計	121,441	119,532	5,438	1,226	72	176	2,990	9	618	356

※国保人間ドックを受診した市民は2,346人。

後期高齢者人間ドックを受診した市民は1,074人。

検診項目として、肺がん検診が含まれることから、肺がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると124,861人・16.0%となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性：5.5%、女性10.8%(対象者は40～69歳の全人口)

### ③ 大腸がん

対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）
780,131	107,000	13.7

※令和3年度から受診率の算出方法(対象者の考え方)を変更  
 (参考)変更前の算出方法の場合、対象者:436,850人、受診率:24.5%

	R4年度 受診者 (人)	R3年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握	
大腸がん (男)	40～44歳	1,356	1,513	71	15	2	0	27	17	10
	45～49歳	1,293	1,430	85	16	1	0	38	22	8
	50～54歳	1,766	1,709	99	12	2	0	56	17	12
	55～59歳	1,806	1,755	104	8	6	0	53	24	13
	60～64歳	2,478	2,444	163	9	7	2	88	32	25
	65～69歳	5,280	5,382	398	33	29	6	203	71	56
	70～74歳	9,030	9,598	803	52	38	6	436	170	101
	75～79歳	9,212	8,604	833	51	28	3	454	175	122
	80歳以上	10,594	9,943	1,133	77	32	6	506	346	166
	計	42,815	42,378	3,689	273	145	23	1,861	874	513
大腸がん (女)	40～44歳	3,179	3,654	180	64	5	0	55	32	24
	45～49歳	3,298	3,577	158	37	2	0	62	29	28
	50～54歳	3,968	3,971	175	36	3	1	89	23	23
	55～59歳	4,128	3,983	189	37	4	1	99	30	18
	60～64歳	5,186	5,019	226	56	2	1	109	35	23
	65～69歳	7,874	7,934	389	69	14	1	216	61	28
	70～74歳	12,278	13,114	737	103	28	1	409	126	70
	75～79歳	11,930	10,971	696	94	22	4	359	155	62
	80歳以上	12,344	11,304	959	111	23	3	388	300	134
	計	64,185	63,527	3,709	607	103	12	1,786	791	410
合計	107,000	105,905	7,398	880	248	35	3,647	1,665	923	

※国保人間ドックを受診した市民は2,346人。

後期高齢者人間ドックを受診した市民は1,074人。

検診項目として、大腸がん検診が含まれることから大腸がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると110,420人・14.2%となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性:5.1%、女性10.5%(対象者は40～69歳の全人口)

#### ④ 子宮がん

対象者（人）	令和4年度受診者（人）	令和3年度受診者（人）	2年連続受診者（人）	受診率（%）
559,513	47,322	46,530	6,936	15.5

※令和3年度から受診率の算出方法（対象者の考え方）を変更

（参考）変更前の算出方法の場合、対象者：323,785人、受診率：26.8%

※受診率＝（令和4年度受診者＋令和3年度受診者－2年連続受診者）／対象者＊100

※妊婦健康診査での20歳以上の子宮頸がん検診受診者も含む

	R4年度 受診者 （人）	R3年度 受診者 （人）	要精密 検査 （人）	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑い がある	がん以外の 疾患	未受診	未把握	
頸 部	20～24歳	1,298	1,401	26	3	1	0	10	5	7
	25～29歳	2,727	2,924	53	4	0	0	38	5	6
	30～34歳	4,098	4,154	49	3	2	0	31	10	3
	35～39歳	4,893	5,063	50	3	1	0	42	3	1
	40～44歳	4,456	4,656	44	3	3	0	27	4	7
	45～49歳	4,575	4,834	41	4	0	0	30	5	2
	50～54歳	4,417	4,350	22	2	4	0	8	5	3
	55～59歳	3,087	2,853	9	1	1	0	6	1	0
	60～64歳	2,408	2,088	1	0	0	0	1	0	0
	65～69歳	2,137	1,824	5	0	1	1	3	0	0
	70～74歳	1,978	1,908	4	0	0	0	1	2	1
	75～79歳	1,359	1,068	10	0	3	0	2	4	1
	80歳以上	717	593	0	0	0	0	0	0	0
	計	38,150	37,716	314	23	16	1	199	44	31
体 部	20～24歳	35	30	0	0	0	0	0	0	0
	25～29歳	98	133	0	0	0	0	0	0	0
	30～34歳	307	364	0	0	0	0	0	0	0
	35～39歳	694	746	0	0	0	0	0	0	0
	40～44歳	2,502	2,756	3	0	0	0	0	2	1
	45～49歳	3,035	3,341	7	1	1	0	2	1	2
	50～54歳	2,973	2,996	7	1	2	0	2	2	0
	55～59歳	1,811	1,720	12	1	7	0	1	2	1
	60～64歳	1,252	1,094	12	1	7	0	0	3	1
	65～69歳	945	867	7	0	3	0	0	1	3
	70～74歳	766	784	6	0	3	0	0	0	3
	75～79歳	490	414	4	1	1	0	0	1	1
	80歳以上	213	194	1	0	0	0	0	1	0
	計	15,121	15,439	59	5	24	0	5	13	12

※20歳以上の妊婦健康診査の受診者数9,172人を除く

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は15.1%（対象者は20～69歳の全人口）

⑤ 乳がん

対象者（人）	令和4年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	令和3年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	2年連続視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	受診率（%）
400,522	26,150	23,658	76	12.4

※令和3年度から受診率の算出方法（対象者の考え方）を変更  
（参考）変更前の算出方法の場合、対象者：252,376人、受診率：19.7%

※受診率＝（令和4年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者＋令和3年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者－2年連続視触診方式及びマンモグラフィ受診者）／対象者＊100

	R4年度受診者（人）	R3年度受診者（人）	要精密検査（人）	要精密検査結果別人員						
				異常認めず	がんであった	がんの疑いがある	がん以外の疾患	未受診	未把握	
視触診方式のみ	40～44歳	13	16	0	0	0	0	0	0	0
	45～49歳	5	8	1	0	0	0	0	1	0
	50～54歳	14	5	0	0	0	0	0	0	0
	55～59歳	15	12	1	0	0	0	1	0	0
	60～64歳	13	18	0	0	0	0	0	0	0
	65～69歳	23	27	1	0	1	0	0	0	0
	70～74歳	49	59	0	0	0	0	0	0	0
	75～79歳	67	48	1	0	0	0	1	0	0
	80歳以上	127	92	0	0	0	0	0	0	0
計	326	285	4	0	1	0	2	1	0	
視触診方式及びマンモグラフィ	40～44歳	3,338	3,953	335	57	8	3	250	11	6
	45～49歳	3,154	3,644	319	67	8	11	220	5	8
	50～54歳	3,666	3,401	293	75	15	7	182	2	12
	55～59歳	3,098	2,670	221	63	14	8	124	5	7
	60～64歳	2,771	2,241	171	61	22	4	77	2	5
	65～69歳	2,821	2,216	169	58	7	4	89	7	4
	70～74歳	3,230	2,781	190	66	15	10	90	6	3
	75～79歳	2,519	1,721	128	40	10	2	64	8	4
	80歳以上	1,553	1,031	82	28	6	2	41	1	4
計	26,150	23,658	1,908	515	105	51	1,137	47	53	
合計	26,476	23,943	1,912	515	106	51	1,139	48	53	

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は14.1%（対象者は40～69歳の全人口）

⑥ 前立腺がん

	R4年度 受診者(人)	R3年度 受診者(人)	要精密検査 (人)	精密検査 受診者(人)	がんであった者 (人)
50～54歳	1,490	1,502	17	5	0
55～59歳	1,464	1,483	43	25	2
60～64歳	2,029	1,959	101	58	9
65～69歳	3,580	3,617	313	196	37
70～74歳	5,496	5,850	592	335	65
75～79歳	5,163	4,508	605	310	65
80歳	959	1,032	138	68	12
計	20,181	19,951	1,809	997	190

(6) がん検診要精密検査未受診者対策

[保健所・保健センター]

精密検査受診率向上を目的として、一次検診受診後約4ヶ月が経過の際、精密検査受診未把握者を対象に「受診状況確認」と「受診勧奨」を実施している。

また、乳がん検診及び子宮がん検診については、未把握(返信なし)者に対し、さらに電話等にて受診勧奨を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2及びがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針等 〉

精密検査未受診者状況

(人)

検診	発送数	回答数 (返信数 +電話 フォロー 数)	再 掲					
			受診	未受診理由(複数回答あり)				
				今後受診 予定	忙しい	医師の説明 不十分	怖い・ 心配	その他
総数	2,515	1,407	1,002	155	26	37	18	187
胃がん	174	102	82	13	2	1	0	6
肺がん	743	404	309	33	2	11	2	55
大腸がん	1,397	746	496	93	16	14	16	117
子宮頸がん	50	38	33	3	1	0	0	2
子宮体がん	4	4	2	1	0	1	0	0
乳がん	147	113	80	12	5	10	0	7

※発送件数は、令和3年9月発送分(令和3年4・5月受診者)から令和4年7月発送分(令和4年3月受診者)まで。

※回答数と再掲については令和5年3月末日までに回答のあった数。

**(7) 成人歯科健康診査****[保健所・保健センター]**

40歳から70歳の市民を対象に、成人期の歯周疾患・う蝕等歯科疾患の予防及び口腔衛生に対する意識の高揚を図るため、市内個別医療機関で成人歯科健康診査を実施している。

【内容】問診と歯科健診（歯周疾患、う蝕の有無など）、歯科保健指導

〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2 〉

**① 受診者及び指導区別状況****(人)**

年 齢	受診者	健診結果		
		要精密検査	要指導	異常認めず
40～49歳	1,507	707	617	183
50～59歳	1,500	767	577	156
60～69歳	1,404	744	509	151
70歳	174	98	55	21
合 計	4,585	2,316	1,758	511

**② 要精検者の内訳(複数)****(人)**

精 検 内 容	延人員
歯周ポケット1(4～5mm)	1,577
歯周ポケット2(6mmを超える)	479
未処置歯あり	839
要補綴歯あり	126
生活習慣や基礎疾患等、更に詳しい検査や治療を要する	31
その他の所見あり	154

**③ 受診者及び指導区別状況(健康増進法分)****(人)**

年 齢	受診者	健診結果		
		要精密検査	要指導	異常認めず
40歳	368	159	164	45
50歳	147	76	49	22
60歳	135	77	47	11
70歳	174	98	55	21
計	824	410	315	99

**④ 要精検者の状況(令和3年度の精密検査結果)(健康増進法分)****(人)**

年 齢	要精密検査者	精密検査受診者			未受診	未把握
		異常認めず	歯周疾患であつた者	歯周疾患以外であつた者		
40歳	180	24	24	34	19	79
50歳	75	9	15	12	2	37
60歳	48	5	8	8	6	21
70歳	79	6	19	7	7	40
計	382	44	66	61	34	177



**(8) 口腔機能健康診査****[保健所・保健センター]**

71歳以上（当該年度4月1日時点で75歳又は80歳の後期高齢者医療被保険者は除く）の市民を対象に、高齢期における口腔機能低下及びそれに伴う誤嚥性肺炎等の疾病予防を図るため、市内個別医療機関で口腔機能健康診査を実施している。

【内容】問診と歯科健診（歯周疾患、う蝕の有無など）、口腔機能評価  
 〈 根拠法令等 : さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例第8条の(6) 〉

**① 受診者及び指導区分別状況 (人)**

受診者	健診結果		
	要精検・要治療	要指導	異常認めず
2,238	1,208	561	469

**② 要精検・要治療者の内訳(複数) (人)**

要精検・要治療内容	延人員
う蝕	405
歯周疾患	966
義歯	193
口腔機能	139
その他	51

**(9) 訪問歯科健康診査****[保健所・保健センター]**

40歳以上の在宅要介護者で健診の機会に恵まれない市民を対象に、口腔状態の改善を図るため、歯科医師、歯科衛生士が訪問し、歯科健診と歯科保健指導を実施している。

〈 根拠法令等 : 歯科口腔保健の推進に関する法律第9条 〉

**訪問歯科健康診査実施状況 (人)**

	受診者
総数	1

## 5 訪問指導

### [保健センター]

健康問題を抱えており保健指導が必要と認められる者またはその家族等(介護予防事業対象者・介護保険の給付を受けている者・特定保健指導を受けている者を除く)を対象に、疾病の予防及び健康の保持・増進を図るため、保健センターの保健師・管理栄養士・歯科衛生士が家庭訪問を実施し、必要な保健指導や助言を行っている。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項・第 19 条の 2 〉

### 訪問指導実施状況

	40歳未満		40歳以上																
	実人員	延人員	要指導者等		閉じこもり 予防		介護家族者		寝たきり者				認知症のもの		その他		合計		
			実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員		延人員		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
									口腔衛生 指導	栄養 指導	口腔衛生 指導	栄養 指導							
総数	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	4	4
内 訳	西 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	北 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大宮区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	見沼区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	桜 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	浦和区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緑 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	岩槻区	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

## 6 栄養・食生活

地域における行政栄養士業務の基本指針に基づき、保健センターでは健康づくり教室、生活習慣の改善等の健康づくり相談、栄養指導等の市民に対する直接的な事業を行い、保健所では、健康づくり・栄養改善事業の企画立案・専門的な情報の収集・提供、栄養関係団体等の支援及び栄養指導、給食施設の栄養管理指導等を実施している。

### (1) 栄養関係団体等育成支援

[保健所]

保健所では、地域において健康づくり及び栄養・食生活の改善の取組みを推進する栄養関係団体(3団体)に対し、育成及び支援を行っている。

このうち、食生活改善推進員協議会に対して、保健センターでは推進員の養成及び地区会員の育成、保健所では地区リーダーの育成などの支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について  
(平成 25 年 3 月 29 日健が発 0329 第 4) 〉

#### 栄養関係団体の概要及び支援状況

団体名	会員等	支援状況(回)	
		役員会等	研修会等
さいたま市保健所管内給食研究会	病院・事業所等の給食管理者、栄養士、調理師等 会員施設数 52施設	5	0
地域活動栄養士会	地域で活動する栄養士	—	1
さいたま市食生活改善推進員協議会	地域で活動する食生活改善推進員養成講座等修了者 グループ数 31グループ、会員数 386人	5	3
合 計		10	4

栄養関係団体等育成事業実施状況

実施日・会場	内 容	講 師	対 象 者	参加者数
令和4年7月15日 Zoomによる オンライン開催	第1回 給食施設従事者等研修会 講義 「日本食品標準成分表 2020年版八訂の改訂のポイントと活用について」	学校法人食糧学院 東京栄養食糧専門学校 校長 渡邊 智子 氏	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある全ての施設に従事 する栄養士等	194 施設
令和4年9月28日 Zoomによる オンライン開催	第2回 給食施設従事者等研修会 講義 「HACCPに沿った衛生管理・食中毒の予防方法について」	保健所 食品衛生課 食品衛生監視員	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある施設のうち、主に 高齢者施設、事業所等 に従事する栄養士・調 理師等	72 施設
令和5年2月22日 Zoomによる オンライン開催	第3回 給食施設従事者等研修会 第1部 講義「災害時における備えと対応」 第2部 報告「給食施設における災害等発生時の被害 状況とその対応について」 第3部 パネルディスカッション	日本災害食学会理事 災害食専門員 川尻 由美子 氏  医療法人三慶会 介護老人保健施設びわの葉 管理栄養士  独立行政法人地域医療機能推 進機構 さいたま北部医療センター 管理栄養士	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある施設のうち、主に 病院、高齢者施設、事 業所等に従事する栄養 士・施設管理者等	74 施設
令和5年3月6日 中央区役所	さいたま市行政栄養士人材育成ガイドラインに基づく ブラッシュアップ研修会 内容 講義 テーマ「行政栄養士の事業のあり方について」 グループワーク 「今年度に取り組んだ業務と業務を進める上で 試みた工夫から行政栄養士の人材育成を考 える」 発表 テーマ「自分自身の活動を振り返り、次へつながる 活動について確認してみましょう」	国立保健医療科学院 生涯健康研究部 上席主任研究官 石川 みどり 氏  保健所 地域保健支援課 管理栄養士	さいたま市の市長部局 の栄養士	23名
令和4年10月7日 浦和区役所保健センター	さいたま市食生活改善推進員協議会 10区合同研修会 講義 「免疫機能を整える ～健康のためのバランスのよい食事～」	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	さいたま市食生活改善 推進員協議会の10区 リーダー	36名
実施回数				5回

(2) 食生活改善推進員養成講座

[保健センター]

地域における食生活改善のため組織的活動を行う推進員となって、ボランティア活動に参加できる市民を対象に、1コース 6日間の養成講座を実施している。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第21条 〉

- 【内容】
- ①健康づくりについての総論
  - ②健康づくりのための食生活・運動・休養・歯についての講義及び実習・実技
  - ③食品衛生と食の安全についての講義
  - ④食生活改善地域組織活動について

**(3) 食生活改善推進員育成支援****[保健センター]**

食生活改善推進員が、地域の健康づくりや食育の推進に関する専門的知識をさらに深め、地域ボランティアとしての資質向上を図るため研修会を実施している。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 21 条 〉

**食生活改善推進員育成支援実施状況**

		開催回数	参加延人員	内 容	
総 数		111	932	・講義 ・調理実習	
内	西 区	13	74		
	北 区	13	117		
	大宮区	11	66		
	見沼区	9	45		
	中央区	16	203		
	桜 区	9	49		
	訳	浦和区	10		69
		南 区	5		51
		緑 区	12		76
	岩槻区	13	182		

**(4) 親子食育講座（健康づくり教室 再掲）****[保健センター]**

食習慣の基礎づくりの時期である幼児期の親子を対象に、望ましい食習慣を理解し、実践できるようになることを目的として実施している。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 19 条・第 21 条 〉

会場		見沼区	中央区	浦和区	合計
参加者数	保護者	5	—	10	15
	児	5	—	9	14

※中央区は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となった。

**(5) 給食施設等指導****[保健所]**

喫食者(市民)の健康づくりのための食環境を整備するため、保健所では、病院、保育所、福祉施設、学校等の給食施設における栄養管理状況を把握し、必要に応じて施設の巡回指導、電話、来所相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 18 条第 1 項第 2 号・第 20 条・第 22 条 〉

**施設の種別別栄養管理状況等把握状況**

施設の種別	施設数 (令和4年度末現在)	特定給食施設			小規模給食施設・その他給食施設		
		施設数	栄養管理報告書提出数	開始・変更廃止届出数	施設数	栄養管理報告書提出数	開始・変更廃止届出数
小学校	107	107	107	207	0	0	0
中学校	62	62	62	128	0	0	0
高校・幼稚園等	89	72	72	13	17	17	8
病院	39	31	31	34	8	8	0
介護老人保健施設	26	25	25	15	1	1	2
介護医療院	2	1	1	1	1	1	1
老人福祉施設	94	63	63	39	31	31	13
児童福祉施設	338	102	102	66	236	236	107
社会福祉施設	23	4	4	1	19	19	17
事業所	59	41	41	11	18	18	2
寄宿舍	3	2	2	0	1	1	0
矯正施設	1	1	1	0	0	0	0
自衛隊	1	1	1	0	0	0	0
一般給食センター	3	3	3	0	0	0	0
その他	67	19	19	9	48	48	26
計	914	534	534	524	380	380	176

**給食施設等指導状況**

	特定給食施設		その他の給食施設	計
	1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上		
栄養管理指導延べ施設数	175	2	221	398

**(6) 国民健康・栄養調査（厚生労働省委託事業）****[保健所]**

保健所では、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、「国民健康・栄養調査」を行っている。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第10条 〉

調査対象	国が令和4年国民生活基礎調査により設定された単位区から、無作為抽出された300単位区で実施。さいたま市内における対象は3地区、55世帯
調査時期	11月から12月
調査項目	(1) 身体状況調査 : 身長・体重、腹囲、血圧、血液検査、問診(服薬状況、運動状況等) (2) 栄養摂取状況調査 : 世帯状況、1日の食事及び食物摂取状況、1日の身体活動量(歩数) (3) 生活習慣調査 : 食習慣、休養、喫煙、受動喫煙、飲酒、歯の健康等

## (7) 栄養関係相談・指導

[保健所]

保健所では、健康増進法及び食品表示法に基づき下記の相談・指導を実施している。

### ① 食品表示法に基づく相談・指導

市内の食品製造業者や健康食品製造業者等から、販売食品(保健機能食品を含む)の栄養表示に関する相談・指導業務を実施している。

相談件数	73 件
------	------

### ② 虚偽・誇大広告に関する相談・指導（健康増進法第 65 条第 1 項）

市内の健康食品製造業者や広告代理店等から、販売食品のパッケージの表示内容や商品を掲載している広告媒体(チラシ・インターネット等)に関する相談・指導業務を実施している。

相談・指導件数	3 件
---------	-----

### ③ 栄養相談

市民を対象に、栄養相談を実施している。

相談件数	5 件
------	-----

## 7 歯科保健

保健センターでは、歯科健康教育・身近な歯や口腔に関する相談などを実施し、保健所では、専門的な歯科保健事業を実施している。

### (1) 歯科保健教室

[保健センター]

39 歳以下又は 65 歳以上の市民を対象に、保健センターで歯科保健教室を実施している。また、地域からの依頼による歯科保健教室を実施している。

〈 根拠法令等：健康増進法第17条第1項及び第19条の2〉

#### 歯科保健教室実施状況

		回数	延人員
総 数		9	127
内 訳	西 区	1	11
	北 区	0	0
	大宮区	0	0
	見沼区	3	58
	中央区	1	11
	桜 区	1	3
	浦和区	0	0
	南 区	3	44
	緑 区	0	0
	岩槻区	0	0

**(2) 保育園・幼稚園等職員歯科研修会****[保健所]**

保育園・幼稚園等の職員及び保育園・幼稚園児等の歯科疾患の予防につなげることを目的として歯科研修会を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 9 条、第 10 条 〉

期間・実施方法	講義内容	申込施設・申込者数
令和4年12月20日(火)～ 令和5年1月20日(金) YouTube によるオンデマンド配信	「乳幼児期における歯科保健について」 講師:保健所嘱託歯科医 「むし歯や歯周病予防について」 講師:保健所歯科衛生士	市立保育園 55 人 私立保育園 29 人 私立幼稚園 2 人 その他 47 人

**(3) 口腔機能健康診査に関する研修会****[保健所]**

高齢者の健康づくりに携わる関係者の口腔機能に関する知識の向上を図ることを目的として歯科研修会を実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例第 8 条の(6) 〉

期間・実施方法	講義内容	申込者数
令和4年7月11日(月)～ 令和4年7月25日(月) YouTube によるオンデマンド配信	「口腔機能の基礎と実践」 講師:外部歯科衛生士 「さいたま市一般介護予防事業について」 講師:いきいき長寿推進課保健師 「さいたま市口腔機能健康診査について」 講師:保健所歯科衛生士	156 名

**(4) 歯科相談****[保健所]**

歯や口腔に関するさまざまな悩みをもつ人に、嘱託歯科医師、歯科衛生士が相談指導を実施している。

〈 根拠法令等 : 地域保健法第 6 条 〉

**歯科相談実施状況**

来所相談		電話相談	
実人員	延人員	実人員	延人員
0 人	0 人	0 人	0 人

**(5) 訪問口腔衛生指導****[保健所]**

歯や口腔に問題を抱えながら在宅療養をしている者とその家族等を対象に、保健所の歯科衛生士が家庭訪問を実施し、疾病予防などに関する必要な保健指導や助言を行っている。

〈 根拠法令等 : 地域保健法第 6 条 〉

**訪問口腔衛生指導実施状況**

実人員	延人員
0 人	0 人



## (6) 歯科疾患実態調査（厚生労働省委託事業）

[保健所]

保健所では、国民の歯科保健状況を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的として、「歯科疾患実態調査」を行っている。

本調査は、昭和32年から平成23年まで6年に1回実施していたが、平成28年から5年に1回「国民健康・栄養調査」と同時に行っている。令和3年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、調査は中止となり、令和4年の実施となった。

〈 根拠法令等 : 歯科口腔保健法第11条 〉

調査対象	国民生活基礎調査の調査区に設定された単位区から、300 単位区を無作為に抽出した満1歳以上の世帯員。さいたま市内における対象は3地区。
調査時期	11月から12月
調査項目	歯や口の状態、歯をみがく頻度、歯や口の清掃状況、過去1年間における歯科健診受診の有無、過去1年間におけるフッ化物応用の有無、矯正治療の経験の有無、歯・補綴の状況、歯肉の状況等

## 8 特定保健指導（積極的支援）

[保健センター]

さいたま市は国民健康保険加入者(40歳から74歳)に対して、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施している。健康診査の結果、「動機付け支援」に該当した者は健康診査の実施医療機関において特定保健指導を行い、また、「積極的支援」に該当した者に対しては各区保健センターで特定保健指導を実施している。

〈 根拠法令等 : 高齢者の医療の確保に関する法律 〉

(令和5年5月末現在)

		積極的支援		
		対象者数	実施者数	実施率
総数		1,192	124	10.4%
内 訳	西区	83	8	9.6%
	北区	118	9	7.6%
	大宮区	120	20	16.7%
	見沼区	151	11	7.3%
	中央区	72	10	13.9%
	桜区	114	7	6.1%
	浦和区	134	7	5.2%
	南区	157	18	11.5%
	緑区	118	21	17.8%
	岩槻区	125	13	10.4%

## 9 健康被害対策

[保健所]

保健所では、公害などで、市民の健康に影響が生じた場合、健康相談の窓口として現状把握等に努めている。

### (1) 光化学スモッグ健康被害状況の把握

光化学スモッグ注意報等は、埼玉県が発令し、市は防災無線などにより周知を図っている。

光化学スモッグが発生すると、目やのどへの刺激などの健康被害が生じる場合がある。市内でこのような健康被害が発生した場合、被害状況を集計し、埼玉県に報告している。また、必要に応じて調査等を実施している。

令和4年度のさいたま市を含む県南中部の発令状況は、注意報5回、警報0回であった。また、健康被害の報告は0件だった。

### (2) 石綿による健康被害相談等の受付

平成17年7月から、石綿に関する健康相談窓口を設置し、令和4年度は11件の相談を受けた。

また、平成18年3月27日から「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済制度の施行により、認定の申請及び救済給付の請求に係る受付窓口が保健所に設置され、令和4年度は4件の申請を受け付けた。

### (3) 石綿読影の精度に係る調査(環境省の委託事業)

令和2年度から、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、石綿関連疾患の読影精度向上に向けた知見を収集することを目的に、環境省の委託を受け実施した。内容は、既存検診で撮影したレントゲンフィルムを、地域の医療機関(1次読影)と石綿の専門医(2次読影)で2回読影を行い、情報収集を行った。令和4年度は26名の申込みを受けた。